破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２５３号
千葉県松戸市小金３番地
債務者　株式会社アールドットフレッシュ
代表者代表取締役　岡村　喜一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙品　惠子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時50分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第６２号
長野県中野市大字柳沢1100番地
債務者　有限会社アゼガミ
代表者取締役　畔上　成人
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鏡味　聖善
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５０２号
名古屋市西区花原町141番地
債務者　新幸電飾産業有限会社
代表者代表取締役　望月　幸枝
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　充良
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５５号
千葉県流山市南流山１丁目１番地６号
債務者　株式会社トークプランニング
代表者代表取締役　寺沢　　透
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前11時40分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２３０３号
東京都港区南青山７丁目10番10号
債務者　株式会社さくらインターナショナル
代表者代表清算人　櫻井　肆郎
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺枝　謙太
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４０６号
東京都新宿区新宿１丁目15番８号　ＡＮビル６Ｆ
債務者　アドグルーヴ株式会社
代表者代表取締役　小澤　孝臣
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊澤　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３５２号
東京都港区赤坂２丁目17―50―601
債務者　小路　佳澄
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９号
栃木県塩谷郡塩谷町大字風見462番地３
債務者　ＫａｚａｍｉＪａｐａｎ株式会社
代表者代表取締役　神長　一徳
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園部　秀雄
4　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第１７号
北海道根室市琴平町３丁目31番地
債務者　宮下木材株式会社
代表者代表取締役　宮下　　豊
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第１３３号
兵庫県西宮市鷲林寺２丁目７―26
債務者　三田建設工業株式会社
代表者代表取締役　三田　秀賢
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６号
群馬県太田市岩松町602番地１
債務者　有限会社明和物流サービス
代表者取締役　門間　孝吉
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　真明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２４０号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町29番地29
債務者　鈴木組運送有限会社
代表者取締役　鈴木安津子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後３時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２３６号
広島市中区大手町１丁目１番地26
債務者　株式会社ワイワイ企画
代表者代表取締役　吉田　典子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４００号
埼玉県蓮田市閏戸1847―25、商業登記簿上の本店所在地さいたま市緑区大字中尾981番地17
債務者　株式会社リリック
代表者代表清算人　荻根澤健一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　直紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１９１号
広島県廿日市市宮内826番地
債務者　有限会社日豊建設
代表者代表取締役　北﨑　政義
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３１５号
大阪府東大阪市新池島町２丁目21―５
債務者　合資会社ケイ・エスセンチュリー
代表者無限責任社員　柳田　一人
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　孝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部